平成 年 月 日

青森市長 鹿内 博 様

青森市特別職報酬等審議会 会 長 遠 藤 哲 哉

青森市特別職の職員の給料等の額について(答申)

当審議会は、平成28年8月2日に市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額について諮問を受けて以来、公平・中立的な立場から所要の資料をもとに慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達しましたので、ここに答申致します。

1 審議会の結論

(1) 市長等の給料等の額

市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額は、次の表に掲げる改定額が適正である。

区分	条例上の額 (本則・別表)	改定額	差額
市長	1,000,000円	(改定なし)	
副市長	788,000 円	(改定なし)	_
市議会議長	646, 200 円	658,000 円	11,800円
市議会副議長	592, 200 円	603,000 円	10,800円
市議会議員	569, 700 円	580,000円	10, 300 円

(2) 改定実施時期

改定の実施時期については、平成29年1月1日とすることが適当である。

2 諮問事項(要旨)

平成 26 年度に設置した青森市特別職報酬等審議会において、特別職の給料等に係る適正水準たる金額の算定方法について一定の構築をみたことから、今年度における検討に当たっても平成 26 年度の議論の内容をベースとすることが合理的であると考える。

この考え方に基づき、現行の市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額について見直した場合、適正な額はいくらであるか(改定が必要かどうか)、また、改定が必要であるとするとき、その実施時期はいつとすべきか。

3 審議内容

(1) 基本的な考え方

当審議会に対する市長からの諮問文書に記載されているとおり、平成 26 年度に設置された青森市特別職報酬等審議会(以下「H26審議会」という。)において、特別職の給料等に係る適正水準たる金額の算定方法について一定の構築をみたところであるから、当審議会においても、この議論の内容をベースとすることが合理的であると考える。

また、H26 審議会が構築した算定方法とその考え方に特段の批判や異論があったとは認識していないこと、H26 審議会が答申した後、現在に至るまでの2年の間に、研究者によって特別職の給料等の算定に係る新たな学説や知見が発表されたとは認識していないこと、更にはその2年間でH26審議会の算定方法等を覆すだけの大きな経済変動等の要素があるとは認められないことから、当審議会は、基本的にH26審議会が構築した算定方法とその考え方を継続するものである。

(2) 市長及び副市長の給料の額

上記考え方に基づき、H26 審議会が構築した算定方法に現時点での最新の数値を 当てはめて適正な額を算定することとした。その内容は以下のとおりである。

H26 審議会においては、市長の給料額を決定するに当たり、消費者物価や社会情勢等様々な諸事情を反映させることができることから、他の中核市の市長の給料額を勘案して適正な金額を導くこととした。このとき、財政力指数を始めとする財政状況に係る複数の指数について標準偏差と正規分布曲線を用いて中核市の中で青森市がどの位置に分布しているかを表し、市長の給料の水準は、中核市の市長の給料額に係る正規分布曲線において、財政力指数等に係る正規分布曲線における青森市の分布位置と同様の位置となるよう決定することとした。

そして、当時の財政力指数等に係る青森市の分布位置が、概ね、平均 μ から標準偏差 σ の値を減じた値と平均 μ から標準偏差 σ の値の 2 倍を減じた値との中間であったことから、市長の給料の水準についても、正規分布曲線において同様の分布位置となるよう、1,000,000 円が適正であると決定した。

当審議会において、現時点における最新の数値を用いて各中核市の財政力指数等に係る正規分布曲線を求め、H26 審議会が用いた正規分布曲線と比較したところ、ほとんどの指数について大きな変化は見られず、特に財政力指数にあってはほぼ同様のものであった。(別紙参照)

したがって、上記 H26 審議会の考え方を継続し、市長の給料月額は1,000,000 円が適正であると決定するものである。

副市長の給料について、市長の給料月額と副市長の給料月額との差はその職責の違いによるものと考えられるところ、これまでの市長の給料月額に対する副市長の給料月額の比率は、78.8%である。現時点においてこれを変更する特段の事情も見当たらないことから、この比率を維持し、副市長の給料月額は、788,000円と決定するものである。

(3) 市議会議員の議員報酬の額

市長及び副市長の給料の額同様、H26 審議会が構築した算定方法に現時点での最新の数値を当てはめて適正な額を算定することとした。その内容は以下のとおりである。

H26 審議会においては、議員の議員報酬額を決定するに当たり、国会議員の歳費を基準とする考え方、即ち、国家公務員の最高の給料額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、その割合を青森市に当てはめる方式を採用した。これは、国会法に規定されている国会議員の歳費に係る考え方を踏まえ、市議会議員においては国会議員同様に公選職という身分を有し、重要な職責を担って広範な議員活動が求められていることなどから、選挙で選ばれているわけではない一般職の青森市職員よりも高額な議員報酬を保証すべきであるという趣旨によるものである。

これを算定式に表すと、

 国会議員の歳費の額
 =
 青森市議会議員の議員報酬の額

 一般職の国家公務員の最高の給料額
 一般職の青森市職員の最高の給料額

となる。このとき、現時点での最新の数値は、国会議員の歳費の額が 1,294,000 円、一般職の国家公務員の最高の給料額が 1,175,000 円、一般職の青森市職員の最高の給料額が 526,300 円であるから、青森市議会議員の議員報酬の額は 580,000 円と算定される。

したがって、上記 H26 審議会の考え方を継続し、議員の議員報酬月額は 580,000 円が適正であると決定するものである。

議長・副議長の議員報酬月額について、議員の議員報酬月額に対する直近の比率は、それぞれ113.4%と103.9%であるところ、副市長の給料月額を決定した考え方

と同様、現時点においてこれを変更する特段の事情も見当たらないことから、この 比率を維持し、議長の議員報酬月額は 658,000 円と、副議長の議員報酬月額は 603,000 円と決定するものである。

(4) 改定実施時期について

改定の実施時期については、できる限り早期にこの答申内容の実現を図るため、 平成29年1月1日とすることが適当である。

4 附帯意見(審議会からの要望)

- (1) 市長及び副市長の給料並びに市議会議員の議員報酬について、当審議会が答申する額は、本市の実情に応じ、その重要な職責を果たすことの対価として保証されるべき額として算定したものである。したがって、この額を条例の本則に規定した上で、これを特例的に減額しようとするのであれば、当該減額措置については条例の附則において期間を明示し規定するべきである。
- (2) 議員報酬については、議会自らが責任を持って、審議会の答申を素材にして議 論をすることを要望する。
- (3) 一般的に市議会議員の活動状況は市民にとってわかりにくいものであるところ、 これまで本市の議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような取 組がなされてきたことが認められるが、今後も引き続きそのような方策や体制の 構築に取り組まれることを要望する。

財政状況に関する各種データの類似団体比較及び正規分布曲線を用いた市長の給料月額の位置付け



